

いじめ防止基本方針

豊岡市立小坂小学校
更新 令和6年4月2日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

2 校内組織体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめは絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組む必要がある。学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行う責務があると規定された。（「いじめ防止対策推進法」第8条）「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言える。すべての児童を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他所を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身につけるための取組を行ったりする。さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにし、早期発見に努める。④困難課題対応的の生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。保護者とも連携しながら、被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを目指す。（生活指導提要・参照）

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対応チーム」（生活指導委員会）を設置し、そのチームを中心として、職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的な対策を行う。また、定期的な点検・評価を実施し、組織が有効に機能しているか確認する。

- ・いじめ対応チーム
- ・生活指導委員会 等

別紙1 いじめ対応に関する校内支援体制

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

本校は、校訓「強く 正しく おおらかに」のもと、「**自立して未来を切り拓いていく児童の育成～夢の実現に向け「思考」「挑戦」「継続」～**」をめざしている。児童理解に努め、分かる授業づ

くりを通して学力向上を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する。また、開かれた学校づくりを推進し、ふるさとを愛する児童を育てる。

そのため、児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、いじめ防止基本方針を定める。いじめを抑制し命と人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組む。いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) 研修の充実

いじめ防止の観点から、いじめ防止のための様々な取組を体系的・計画的に行うため、いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修や保護者、教職員向けの研修会を実施する。

(3) 児童の主体的な活動の推進

発達段階に応じて思いやりの心や人権感覚を養うことが必要である。児童の学級における居場所や一人一人の役割のある学級づくり、児童が自発的・自治的に運営する児童会や委員会活動、わくわく班（縦割り班）での遊びや清掃活動を通して、いじめ防止の観点から互いを認め合い助け合う主体的な活動を推進する。道徳的判断力の低さや集団での生活・社会体験の乏しさから起こる「いじめ」に対し、ほほえみや兵庫県版道徳教育副読本を活用した道徳教育、自然学校などの体験活動を推進する。他者・社会・自然との直接的なかかわりの中で生命に対する畏敬の念や共に生きる心に気づかせるなど、心豊かな児童を育成する。

- ・学級づくり（居心地の良い学級、居場所のある学級、認め合える学級）
- ・道徳教育の充実（オープンスクール道徳一斉授業）
- ・わくわく活動（わくわく遊び、清掃活動）
- ・児童会、委員会活動
- ・体験活動の充実

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

家庭と連絡ノートなどを通して児童の様子について連携を密にする。PTA 各種会議や学校評議委員会、保護者会などと連携し、情報を共有したり、意見交流したりする。オープンスクールや参観授業、地域の方々を講師に招くクラブ活動など、学校や児童の様子を見ていただく機会を設ける。小・中ネットワーク会議や豊岡市いじめ対応ネットワーク会議において、小学校間や小中学校間で情報を共有する。警察やこども家庭センターなどの関係機関と連携を密にする。また、ウェブページや学校・学級便りによる広報活動を推進する。

- ・連絡ノートの活用
- ・オープンスクール、参観日
- ・学校評議員会の会
- ・民生委員との懇談会
- ・豊岡市いじめ対応ネットワーク会議
- ・小中ネットワーク会議
- ・学警連絡会
- ・学校だより（「こぶし」）、学級だよりの発行

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（1）基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながり、日頃から教職員と子どもたちの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。

また、いじめを早期に発見するために、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行う。

日常的な取組の中で、いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、学校長のリーダーシップのもと「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を持ち、学校全体で組織的に対応する。

（2）いじめの早期発見のための措置

日常的に取り組む実践計画を立て、小さな兆候を見逃さぬように教職員全体で共通理解を図っていく。

- ・日々の健康観察
- ・家庭からの児童の様子についての情報
- ・チェックリストの活用（学期に1回程度）
- ・いじめアンケートの実施（月1回） **別紙2** いじめ早期発見のためのチェックリスト
- ・アセス、生活アンケートの実施と分析、教育相談
 - *子どもの心を理解する強化月間
- ・生活指導交流会（月1回）
- ・保健室来室者に関する情報

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（1）基本的な考え方

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対応チーム（生活指導委員会）」を学校長の指揮のもと設置し、そのチームを中心として教職員全体で情報の共通理解を図り、総合的な対策を行う。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

情報を得た教職員は、速やかに管理職に報告し、学校長の指揮のもといじめ対応チームを設置する。調査班を編成し、当事者双方、周りの児童から状況を個々に聞き取り、記録する。（複数人対応）正確に事実関係を把握し、指導方針・体制を編成する。指導方針や体制については、必ず全教職員で共通理解する。

（3）いじめられた児童又はその保護者への支援

事実確認とともに、まずはつらい気持ちを受け入れ、共感する。必ず解決できる希望が持てるよう伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。

いじめの事実を発見したその日に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。学校の指

導方針を伝え、今後の対応について協議する。継続して家庭と連携し、児童のことではどのような些細なことでも学校に相談するよう伝える。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向け聞き取りをする。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることを認識させる。

保護者には、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の気持ちを場合によっては伝える。いじめは決して許されない行為であることを保護者と共通認識し、家庭での継続的な指導を依頼・助言する。その後の児童同士の関わりについて一緒に考え、継続的に見守る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

当事者だけの問題にとどめず、いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を学級や場合によっては学校全体に示す。はやし立てたり、傍観者になったりする行為はいじめを肯定する行為であることを理解させる。学級活動や道徳教育などで、自分たちの問題であるという認識のもと継続的に指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

家庭や生活の中で、ネットにつながるパソコンやゲーム機を使用している児童は多くなってきている。それらの情報機器が利用され、悪意のある書き込みやいじめ事案につながりやすくなってきている。よっていじめアンケートによる調査やネットパトロールを実施する。

事案発生時には、書き込みや画像の迅速な削除やチェーンメールへの対応など、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し、協力して取り組む。学校、保護者だけでは解決が困難な場合は警察などの専門機関と連携する。(兵庫県教委育委員会ひょうごっこ「ネットいじめ情報」相談窓口、兵庫県警察サイバー犯罪対策課)

(7) 関係機関との連携

いじめ事案が発生した場合は、大小に関わらず速やかに豊岡市教育委員会に報告する。学校の対応では解決が困難な場合は、関係機関と連携を図り指導する。

- ・豊岡市教育委員会
- ・兵庫県教育委員会（教育相談窓口、学校支援チーム）
- ・豊岡警察署
- ・豊岡子ども家庭センター
- ・但馬やまびこの郷

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

いじめ防止の観点から、未然防止・早期発見のための年間指導計画を作成する。また、定期的な点検・評価を実施し、組織が有効に機能しているか確認する。

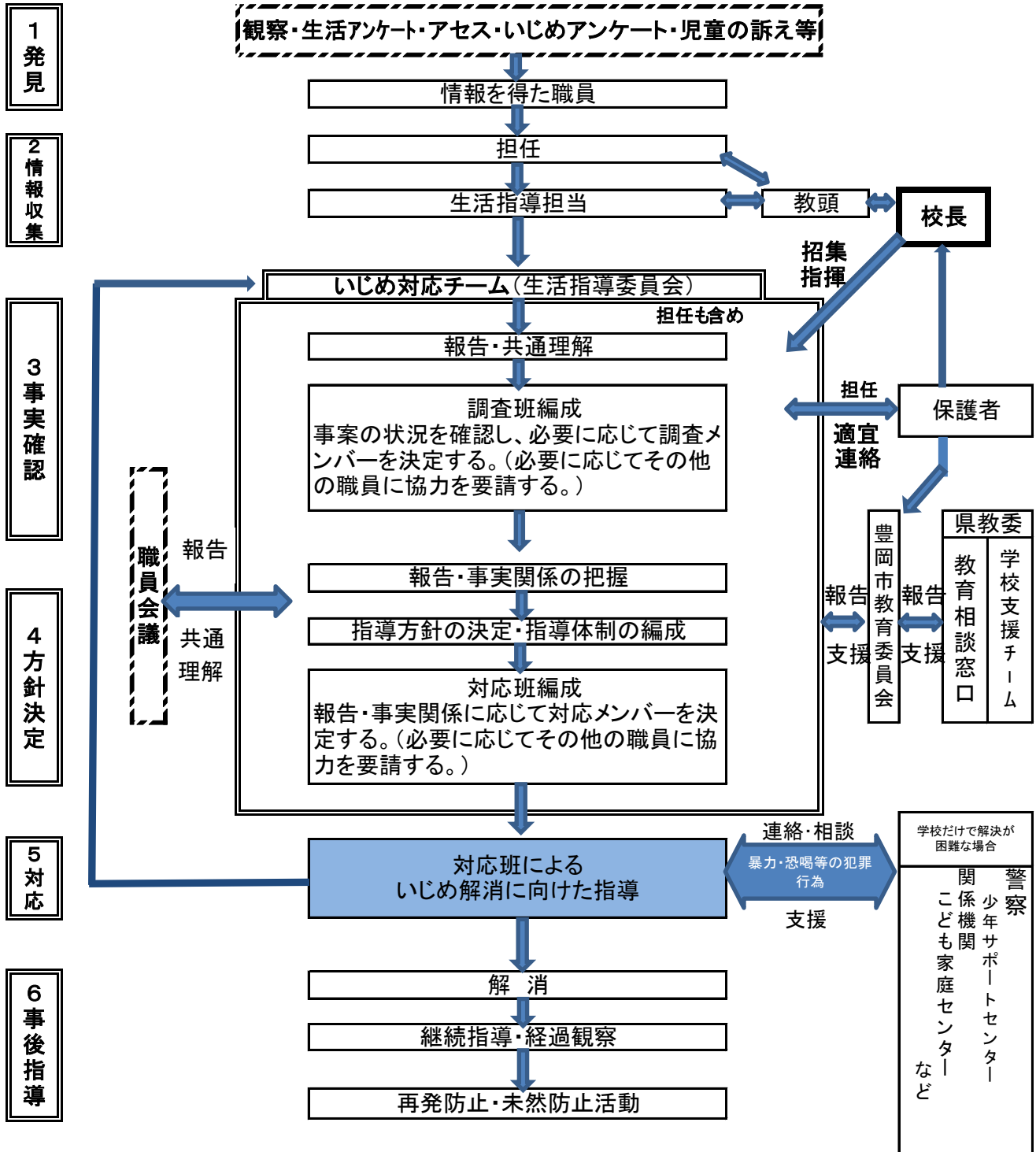
別紙3 年間指導計画（令和6年度）

いじめ対応に関する校内支援体制について

豊岡市立小坂小学校

更新 令和6年4月2日

* いじめ対応チームは、生活指導委員会のメンバーで構成する。



- * いじめの情報を得たその場、もしくは即日対応することを基本とする。
- * 速やかに教委育委員会、もしくは必要に応じて警察等の関係機関へ報告する。
- * 事案によっては、学年及び全学年の保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- * 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口は原則、校長・教頭とする。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 机やイスが曲がっている。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあったりする。
- 教室にごみがあふれている。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 特定の児童に顔色をうかがう児童がいる。
- グループでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 些細なことで特定の児童を冷やかしたりするグループがある。
- グループ分けをすると特定の児童が残る。

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 早退や一人で下校することが増える。
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- おどおど、にやにや、にたにたしている。
- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻・欠席が多くなる。
- ときどき涙ぐんでいる。

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる。
- 班編成の時に孤立しがちである。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 決められた座席と違う席に座っている。
- 一人でいることが多い。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 教職員の近くにいたがる。

◎昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- 他の児童から離れて食べようとする。
- 食べ物にいたずらされる。

◎掃除時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になる。
- 一人離れて掃除をしている。

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- ボタンがとれたり、服が破れたりしている。
- 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない。
- 必要以上のお金を持ち、おごらされたりする。
- 持ち物や机ロッカーに落書きをされる。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 服に靴のあとがついている。
- 手や足にすり傷やあざがある。

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている。
- 教職員の機嫌をとる。
- 教職員によって態度を変える。
- グループで行動し、他の児童に指示を出す。
- きつい言葉遣いをする。
- 教職員が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- 他の児童に威嚇するような表情をする。
- 発言の中に差別するような表現がある。
- 教職員が近づくと集団が分散する。

年間指導計画(令和6年度)

別紙3

豊岡市立小坂小学校
更新 令和6年4月2日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職・ 員 研 修 等 議 議	年間指導計画立案	事案発生時、いじめ対応チーム招集・緊急会議の開催※1				
	職員研修会※2	居心地の良い・居場所のある・認め合える学級づくり				
	生活指導交流会	生活指導交流会	生活指導交流会(アセス・生活アンケートの分析交流会)	生活指導交流会	生活指導交流会	生活指導交流会
未然 防止 に 向 け た 取 組	いじめの未然防止に関する職員研修会	あいさつ当番(PTA)	あいさつ当番(PTA)	あいさつ当番(PTA)		あいさつ当番(PTA)
	生活オリエンテーション	学校評議員会	学警連絡会	いじめ対応ネットワーク会議		
	学年懇・総会等における啓発活動※3			スマホ携帯講座		
早 期 け 発 た 見 取 に 組			アセス・生活アンケートの実施・分析※4	期末懇談会		
			教育相談週間			
	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート		いじめアンケート

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職・ 員 研 修 等 議 議		事案発生時、いじめ対応チーム招集・緊急会議の開催				
		居心地の良い・居場所のある・認め合える学級づくり				
	生活指導交流会	生活指導交流会(アセス・生活アンケートの分析交流会)	生活指導交流会	生活指導交流会	生活指導交流会	生活指導交流会
未然 防止 に 向 け た 取 組	あいさつ当番(PTA)	あいさつ当番(PTA)	あいさつ当番(PTA)	あいさつ当番(PTA)	あいさつ当番(PTA)	あいさつ当番(PTA)
	学校評議員会	民生委員会			学校評議員会	
		小中ネットワーク会議	学警連絡会		学警連絡会	
		PTA教育講演会	いじめ対応ネットワーク会議			
		オープンスクール、道徳一斉授業				
早 期 け 発 た 見 取 に 組		アセス・生活アンケートの実施・分析	期末懇談会			
		教育相談週間			教育相談週間	
	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート

※1 事案発生時には、学校長の指揮の下いじめ対応チームを招集する。

※2 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 学校の指導方針を保護者に周知する。

※4 いじめ等の実態を把握するために、年2回実施し分析したものをもとに交流会を開催する。